

# 日野町地域防災計画

## 大規模事故災害対策編

令和2年度修正

日野町防災会議



# 目 次

第1章 災害予防計画 .....	1
第1節 大規模事故予防対策 .....	1
第2節 大規模道路災害予防対策 .....	3
第3節 大規模鉄道災害予防対策 .....	4
第4節 危険物等災害予防対策 .....	7
第5節 大規模火災予防対策 .....	9
第6節 林野火災予防対策 .....	10
第7節 放射性物質及び原子力災害予防対策 .....	11
第2章 災害応急対策計画 .....	14
第1節 大規模事故応急対策 .....	14
第2節 大規模道路災害応急対策 .....	17
第3節 大規模鉄道災害応急対策 .....	20
第4節 危険物等災害応急対策 .....	23
第5節 大規模火災応急対策 .....	32
第6節 林野火災応急対策 .....	34
第7節 放射性物質及び原子力災害応急対策 .....	35
第8節 損害補償 .....	41
第9節 激甚災害の適用 .....	41
第10節 動物の管理 .....	41
第11節 危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画 .....	41
第12節 日野町議会災害対策計画 .....	41



# 第1章 災害予防計画

## 第1節 大規模事故予防対策

### 1 目的

この計画は、大規模事故に対する平時の備えを充実させ、大規模事故災害による被害を防止することを目的とする。

### 2 想定される大規模事故

#### (1) 想定される大規模事故の種類

この計画において、発生を想定しあらかじめ対策を講じる大規模事故の種類は以下のとおりとする。

- ア 道路災害
- イ 鉄道災害
- ウ 危険物等災害
- エ 大規模火災
- オ 林野火災災害
- カ 原子力事故災害

#### (2) 想定される大規模事故の規模

この計画で想定する大規模事故の規模については、平常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

### 3 防災体制の整備

#### (1) 各機関の防災体制

町、県、消防局及び警察署等の防災関係機関は、大規模事故の発生防止及び被害拡大の抑制のため、平時から各々の体制や防災対策及び各機関の災害現場における活動調整の体制を整備するとともに、防災会議や防災関係機関情報交換会等を通じ、相互の協力体制を整備するよう努めるものとする。

#### (2) 応急対策体制の研究・点検・整備

##### ア 人員・体制・資機材の分析・研究

大規模事故については、いつ、どこで、どのような規模で起きるのか予見しづらく平常時の人員・体制・資機材では対応できないことが予測されるため、町、県、消防局及び警察署等の防災関係機関は、平時から大規模事故等の事例の分析等を行い、大規模事故発生時の迅速に応急対策を実施できる体制の構築に努める。

##### イ 災害情報の伝達経路の点検

大規模事故発生時には、迅速な対策実施のため、迅速かつ適確に防災関係機関に情報を伝達し共有を行う必要があることから、町、県、消防局及び警察署等の防災関係機関は、平時から、災害情報の伝達経路の点検を行い、大規模事故発生時の迅速に応急対策を実施できる体制の構築に努める。

ウ 訓練を通じた検証

町、県、消防局及び警察署等の防災関係機関は、応急対策体制及び災害情報の伝達ルートについて訓練等を通じて体制の検証を行い、実効性のある応急対策の体制を整備するものとする。

**4 地域の協力体制の構築**

鉄道事故等に見られるような局地的に発生した大規模事故の初動対応については、消防団、自主防災組織、民間事業所等、地域の協力が有効かつ不可欠であることから、町及び県は、地域防災力の向上を図るとともに、大規模事故に対する地域の協力体制の構築に努めるものとする。

## 第2節 大規模道路災害予防対策

### 1 目的

この計画は、道路における車両の衝突、火災等及びトンネル等の道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害を防止することを目的とする。

### 2 災害予防対策の推進

町長及び各道路管理者はそれぞれ管理下の道路について次の災害予防対策を進めるものとする。

#### (1) 道路管理者の措置

道路管理者は、次の事項に留意し道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

ア 気象に関する情報等を有効活用し、必要に応じて事前通行規制を行う。

イ 道路施設の異常を早期に発見するための情報収集の体制整備に努める。

ウ 道路施設に異常が発見された場合に、速やかに応急対策を講じるための体制整備に努める。

エ 道路等に異常が発見され災害が発生するおそれがある場合、速やかに道路利用者等に対して情報を提供する体制の整備に努める。

#### (2) 落石対策

ア 道路管理者は落石危険箇所の把握及び整備に努め、落石による事故の防止に努めるものとする。

イ また、消防局及び警察署等の防災関係機関及び道路管理者は、平素から落石の発見及び情報伝達の体制について整備しておくものとする。特に道路に平行して鉄道が敷設されている場合の鉄道事業者（JR西日本）への連絡体制に留意する。

## 第3節 大規模鉄道災害予防対策

### 1 目的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するための体制を整備することを目的とする。

### 2 災害予防対策の推進

#### (1) 鉄道事業者（JR西日本）の災害予防対策

鉄道事業者（JR西日本）は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとし、鉄道事故を防止する観点から、現状の体制で安全性が十分に確保できているか常時点検を行い、必要に応じて随時安全対策の強化を図るものとする。

#### ア 共通的な対策

- (ア) 鉄道施設の保守整備に努める。（線路斜面の落石の防止等）
- (イ) 鉄道交通の安全に係る気象現象、予警報等の情報を適切に入手し、活用に努める
- (ウ) 迅速かつ的確な運行指令体制の整備や、乗務員に対する科学的な適性検査の定期的な実施等、鉄道の安全な運行の確保に努める。
- (エ) 町、県、警察署、消防局、防災関係機関等との情報連絡や情報共有体制の整備に努める。特に、軌道内における消防局の救助活動等の安全確保や、傷病者の搬送体制確保のため、消防局との緊密な連携・協力体制の確保に努める。
- (オ) 鉄道車両の技術上の基準への適合性を維持する等、車両の安全性の確保に努める。
- (カ) 踏切事故に関する知識を広く一般に普及し、踏切保安設備の整備等を計画的に推進する等、踏切道における交通の安全確保に努める。
- (キ) 強風対策のため、警報機能を付加した風速計を適切な位置に設置し、風速に応じた適切な運行の確保に努める。
- (ク) 過去の鉄道事故を踏まえた再発防止対策を実施し、安全性の向上に努める。
- (ケ) 乗務員及び保安要員に対する教育訓練に努める。
- (コ) 異常時における関係列車の停止手配の確実な実施ができる体制の整備に努める。
- (サ) 担架、医薬品等の救急用資材の整備に努める。
- (シ) 緊急時における車両内や駅構内の乗客等の避難誘導體制の整備に努める。
- (ス) 列車事故の発生防止又は列車事故に係る被害の拡大防止に関する訓練を定期的実施し、災害対応能力の向上に努める。必要に応じ、町、県、警察、消防局、その他防災関係機関と合同で訓練を実施し、災害発生時の連携・協力体制の確保に努める。



## イ JR西日本

平成17年5月にJR西日本が取りまとめた「安全性向上計画」を遵守し、鉄道事故の発生防止や安全性向上に取り組むものとし、具体的な行動計画の進捗をよくを図るものとする。

なお、当該計画に定める基本理念は、以下に掲げるとおりである。

- (ア) 安全が何よりも優先すべきであることを、会社として徹底する。
- (イ) 現場と本社との一体感を強化すべく、トップ自らが現場に出向き、双方向のコミュニケーションに努め、風通しの良い職場づくりに努める。
- (ウ) 安全を支える現場において、上司・部下のコミュニケーションにより、信頼関係を構築する。
- (エ) 安全対策・事故防止策の推進に当たっては、原因並びに背景を根本に遡って分析した上で、対策を確立していく。
- (オ) ハード面における安全対策について、全力を挙げて推進する。

## (2) 除雪・雪害対策

### ア 除雪体制

- (ア) 列車の円滑な運行を図るため、除雪機械の整備強化に努めるとともに、JR西日本米子支社が中心となり、各地区に除雪協力員を設け、これによる除雪体制を確立していく。
- (イ) また、豪雪時には自衛隊、消防団の協力を得るなど、会社保有の除雪機械との共同作業により、除雪対策に万全を期する。

### イ 防雪設備事業

突発的災害の防止及び除雪事業の円滑化を図るため、主要区間に防雪林の造成、雪崩防止柵の設置等の事業を行うとともに、列車運行の円滑化を図るため、ポイントの電気融雪器の取り付け等の事業を長期計画に基づき行う。

## (3) 落石・倒木対策

- ア 線路斜面の落石・倒木は脱線等の原因となるので、鉄道事業者（JR西日本）は落石・倒木危険箇所の把握及び整備に努め、落石・倒木による事故の防止に努めるものとする。
- イ また、町、県、消防局及び警察署等の関係機関及び鉄道事業者（JR西日本）は、平素から落石・倒木の発見及び情報伝達の体制を整備しておくものとする。特に鉄道に平行する道路がある場合の道路管理者への連絡体制に留意する。

## (4) 鉄道災害の安全管理体制の整備

消防局及び鉄道事業者（JR西日本）は、鉄道災害が発生した場合に迅速かつ効果的な救助活動を実施するため、協定の締結等により次に掲げる事項について体制を整備するものとする。

- ア 消防局への連絡
- イ 鉄道事業者（JR西日本）から消防局への事故通報
- ウ 二次災害の防止

- エ 救助隊の現場誘導
- オ 乗客の避難誘導
- カ 電源等の安全管理
- キ 救助活動における車両の一部破損、ジャッキアップ等
- ク 特殊な場所への進入
- ケ 救助資機材の調達
- コ 大規模災害時の対応
- サ 訓練の実施

## 第4節 危険物等災害予防対策

### 1 目的

この計画は、危険物等による人命、建造物等の災害を予防するため、施設の整備及び対策を図ることを目的とする。

### 2 危険物事故災害予防対策

#### (1) 施設の現況

町内における危険物施設の現況は、資料編のとおりである。

なお、この節において危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

#### (2) 危険物規制法令遵守の指導

町は消防局と連携して、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を実施し、危険物施設における安全確保のため、次について指導するものとし、危険物施設の所有者、管理者等は、当該事項を実施するよう努めなければならない。

ア 危険物製造所等の位置、構造及び設備に係る技術上の基準の適合・維持の遵守

イ 危険物保安監督者の選任の励行

ウ 危険物取扱者等による貯蔵及び取扱の保安監督の励行

エ 危険物取扱者等による施設点検の励行

オ 消火、警報設備の維持及び点検

カ 危険物運搬の安全確保

(ア) 危険物を車両で運搬する場合、危険物取扱者の同乗方を指導するものとする。

(イ) 危険物の容器、積載方法及び運搬方法の技術基準の遵守について指導するものとする。

(ウ) 消火設備の設置について指導するものとする。

キ 保安教育の実施

(ア) 危険物施設の所有者、管理者等に危険物の貯蔵及び取扱いに従事する者の保安教育を実施するよう指導するものとする。

(イ) 一定規模以上の製造所等にあつては、自衛消防組織の設置又は予防規程を定め、災害予防対策の万全を期するよう指導するものとする。

#### (3) 危険物の災害予防対策

町、消防局、県及び関係団体は連携して、消防庁が作成した危険物事故防止基本指針・アクションプランに基づき危険物の事故防止を推進していくものとする。また、事故防止連絡会を開催し、各消防局及び関係団体における情報の共有化、共通の認識に基づく事故防止対策の推進を実施するものとする。

町は消防局と連携して、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における災害に対する措置についても指導するものとする。

また、危険物施設の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

危険物施設における災害に対する措置の主なもの指導事項は次のとおりである。

ア 施設の耐震化の推進

施設の設計を耐震構造にする等防災措置を講ずるように指導すること。

危険物の貯蔵取扱い設備は、特に通常の建築物、工作物より一段と堅ろうな耐震構造とするよう指導すること。

イ 地震防災教育・地震防災訓練の実施

ウ 自主保安体制の充実

一定規模以上の製造所等については、自衛消防隊を編成し、自衛消防組織を確立するとともに、集団的に危険物施設のある区域にあっては、単一の組合組織に統一し、消防体制の万全を期するよう指導すること。

エ 防災資機材の整備

### 3 高圧ガス事故災害予防対策

町は県と連携して、高圧ガスによる災害を防止するため、関係保安法規に基づき次の措置を講ずるものとする。

(1) 立入検査等の実施

ア 高圧ガス施設の完成時における完成検査の厳正を期する。

イ 高圧ガス施設の定期的保安検査を実施する。

ウ 高圧ガス施設及び容器製造業者、消費者について必要に応じ立入検査を実施し、不良容器の排除、取扱いの適正化を指導する。

エ 危害予防規程の遵守状況を把握し、その適正運営を指導する。

(2) 定期的自主検査等の実施

ア 高圧ガス製造業者等に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

イ 関係保安法規の遵守徹底について、講習会、研修会等を開催し、又は高圧ガス保安協会を通じ、関係者に周知徹底させる。

ウ 製造業者等に保安教育計画を作成させ、これに基づく従業員に対する保安教育を徹底し、高圧ガス関係者の保安意識の高揚を図る。

## 第5節 大規模火災予防対策

### 1 目 的

建築物や住宅が密集しやすい中心街区における火災は大規模化する危険性がある。このため、大規模な火災に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火災による地域経済活動の停滞防止及び住民、建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを推進する。

### 2 大規模な火災に強いまちづくり

町は、地域の特性に配慮しながら、大規模な火災に強いまちづくりを行う。総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火災から町域及び住民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮する。

- (1) 防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、公園の積極的な整備に努める。
- (2) 町道について、国、県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。

### 3 火災に対する建築物の安全化

大規模な火災による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、身体及び財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

- (1) 学校、病院等で消防法第8条の規定に基づき、定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し、防火に努める。
- (2) 防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施を促進する。
- (3) 文化財の所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行うとともに、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

## 第6節 林野火災予防対策

### 1 目 的

森林は、ひとたび林野火災が発生すると、地形、水利等から消火活動は困難を極め、大規模な火災となるおそれがあり、また、林野火災の発生原因の大半が人為的なものであることから、防火意識の高揚や啓発を図るなど、林野火災に強い地域づくりを推進する。

### 2 林野火災に強い地域づくり

- (1) 防火林道、防火森林の整備に努める。
- (2) 林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、児童生徒等を重点に、林野火災予防思想の普及、啓発を図る。
- (3) 森林所有者、地域の林業関係団体等による自主的な森林保全活動を推進する。

### 3 予防体制の強化

- (1) 森林レクリエーション施設等の設置者及び管理者は、休憩所及び炊飯場所等における消火用具等の設置、火気管理の徹底に努める。
- (2) 異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例及び日野町森林等火入れに関する条例等に基づき、火入れに関する規制を適正に行う。
- (3) 林業関係者、消防機関等は、林野火災予防のために密接な連携を図る。

## 第7節 放射性物質及び原子力災害予防対策

### 1 総 則

#### (1) 計画の目的

本町は、中国電力株式会社（島根原子力発電所）から約52km（町役場庁舎）の位置にある。

原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、拡散した場合には、住民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が住民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、住民の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。

このことから、原子力災害（島根原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

#### (2) 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針（令和2年10月改訂）」（以下、「原子力災害対策指針」という。）を十分に尊重する。

また、原子力災害対策指針において、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）が定められたことから、鳥取県においては、県内の原子力防災体制を再構築の上、島根県地域防災計画との整合を図りながら県計画を全面修正しており、本町においても、県原子力災害対策編との整合を図るものとする。

#### (3) 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

鳥取県と隣接する島根県に、島根原子力発電所が所在しており、本町（役場庁舎）からは約52kmの距離に位置している。

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策指針の緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）の考え方を踏まえ、島根原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね30kmとなっている。

本町においては、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：原子力施設から概ね半径5km圏）や緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設から概ね30km圏）には含まれていない。

島根原子力発電所から概ね30km圏（UPZ）内に位置する鳥取県内の区域は、境港市の全域ならびに米子市の一部（概ね30km圏内で米子市地域防災計画に定める区域）となっている。

事業者名	中国電力株式会社		
発電所名	島根原子力発電所		
所在地	島根県松江市鹿島町片匂 654-1		
発電機出力及び原子炉形式	1号機	46万kW	沸とう水型軽水炉
	2号機	82万kW	沸とう水型軽水炉

## 2 原子力災害予防計画

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、町及び県等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

### (1) 防災体制の整備

#### ア 通信連絡体制の整備

町は、鳥取県災害対策本部、島根県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備するとともに、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における町防災行政無線、ホームページ及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

#### イ 防災訓練等の実施

町及び県は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的の実施する。

### (2) 防災知識の普及等

#### ア 放射線に関する知識の普及

町は、県及び国と協力して必要な助言を受け、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (イ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (ウ) その他必要と認める事項に関すること

#### イ 原子力災害に関する防災知識の普及

##### (ア) 防災広報

町は、国、島根県、鳥取県及び関係機関と協力して必要な助言を受け、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発を行う。

- a 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること
- b 原子力災害とその特性に関すること
- c 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
- d 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること
- e その他必要と認める事項に関すること

##### (イ) 防災教育

町及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

#### ウ 住民相談体制の整備



町は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、総合的な相談窓口を設置するため、県及び関係機関と連携し体制整備を図る。

# 第2章 災害応急対策計画

## 第1節 大規模事故応急対策

### 1 目的

この計画は、大規模事故が発生した場合の応急的な対策について総則的な事項を定め、応急対策の円滑な実施体制を整備し、大規模事故による被害の最小限の抑制、迅速な被害者の救出救助及び迅速な秩序の復旧を図ることを目的とする。

### 2 各機関の体制及び対策

#### (1) 各機関の体制

ア 道路管理者・鉄道事業者（JR西日本）・危険物取扱事業者等第一義的に責務を有する各事業者は、大規模事故の発生について、あらかじめ定めた伝達経路により関係機関に伝達すると共に、あらかじめ定めている初動体制を確立し、初動対応を実施する。

#### イ 町

事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立するとともに、職員を現地に派遣し情報の共有と必要な人的・物的資源の投入及び施設の提供を行う。

#### ウ 県

(ア) 事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。

(イ) また、災害対策地方支部等から連絡要員を町対策本部等へ派遣する等、主導的な情報収集に努め、町等で対応できない場合の支援及び支援体制を構築すると共に、自衛隊の派遣要請について検討する。

#### エ 消防局

町災対本部・県災対本部（災害対策現地本部）への連絡要員派遣による連絡調整を実施する。また、所管する救急隊では要員・資機材不足が見込まれる場合の広域消防応援の要請について早期に判断する。

#### オ 警察署

(ア) 事故発生の情報を受け、速やかに体制を確立する。

(イ) 広域緊急援助隊の派遣要請について検討する。

#### カ 医療機関

(ア) テレビ等からの情報の覚知又は消防局等からの情報の入手があった場合、災害の規模を考慮して、医療体制を整える。

(イ) また、現場の混乱による要請の遅延も考えられるため、現地への救急医療

班の自主的な支援に努める。

(2) 防災関係機関間の情報伝達及び共有

ア 町、県、消防局及び警察署等の防災関係機関は、迅速的確な応急対策を実施するため、大規模事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握するとともに、情報の共有を図るものとする。

イ 特に、多数の負傷者が発生した場合、救急医療機関のみでは対応が困難であり、一般病院への協力要請が必要となることが想定されることから、消防局は早い段階での医療機関に対する現地の傷病者の状況等に係る情報提供に努めるものとする。

ウ 他機関との連携等が必要となる場合については、その対応に必要な情報を速やかに共有し、必要な調整を図り、共通の対策方針の元で連携して活動を展開するものとする。

(3) 避難誘導

ア 大規模事故が発生した場合、応急対策に当たる防災関係機関は、あらかじめ定めた避難誘導の方法を基本として、旅客、道路利用者、住民等の安全確保のため、速やかに避難誘導を行うものとする。

イ 応急対策に当たる防災関係機関は、上記に関わらず緊急性が高く事態が切迫している場合等、あらかじめ定めた避難誘導の方法によりがたい場合や、より迅速確実な避難誘導が可能な方法がある場合等は、適宜その状況に応じた方法により避難誘導を行うものとする。

ウ 警察官は、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行い、避難者の安全を確保するものとする。

(4) 危険区域等への立入の制限

警察官等は、付近の住民等の生命・身体の危険を防止するため必要がある場合等には、立入制限等の措置を執るものとする。

(5) 二次災害の発生防止

ア 応急対策に当たる防災関係機関は、大規模事故現場における応急対策実施に当たっては、火災の発生、事故の影響による被災建築物等の倒壊等、二次災害の発生に留意し、あらかじめ必要な措置を執るものとする。

イ 応急対策に当たる防災関係機関は、現場で応急対策に当たる者が二次災害による被害を受けないよう、安全確保に努めるものとする。

(6) 各防災関係機関の連絡調整

ア 町、県、消防局及び警察署等の防災関係機関は、大規模事故への対応等について随時情報を共有し、必要な連絡調整を行うものとする。

イ 特に事故現場における調整活動については、活動に必要な事項についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。

3 大規模事故現場における救命救出及び医療救護

大規模事故発生時においては、自然災害等の場合における体制を基本としながら、下記の点についてより大規模事故に特化した対策を講じるものとする。

- (1) 大規模事故の場合、局地集中的に多くの負傷者が発生し、その程度も重篤であるおそれが高いため、救命救出及び応急的な医療救護に当たる救助隊や救護班等をより迅速に集結させるものとする。
- (2) 広域応援を待ついとまがないことも想定されるため、被災地（事故現場）の人的・物的資源をより有効に投入する体制を講じるものとする。
- (3) 事故現場におけるトリアージを迅速に実施するものとする。事故の規模等に応じて、事故現場、緊急的に負傷者を収容した施設、医療機関等で段階的にトリアージを実施し、必要な医療行為を受けるまでの優先順位をできる限り明確にするよう努めるものとする。
- (4) 救出救助と応急的な医療救護を一体的に行う事例の発生が見込まれるため、必要に応じて実施にあたる各防災関係機関等が連携してこれを実施するものとする。
- (5) 大規模事故の状況に応じ、訓練された医師等が事故現場において「瓦礫の下の医療（CSM: Confined Space Medicine: 進入路あるいは救出路が制限されているあるいは狭隘である空間の医療）」を実施するとともに、クラッシュ症候群を想定した治療を実施し、「救出直後の予防し得る死」の回避に努める。
  - ア 生存者への輸液、呼吸管理、水分投与、鎮痛剤投与等の医療管理及び精神的援助
  - イ 生存者の四肢切断等、必要となる外科手術
  - ウ 生存者へより早く接触するため、迅速な遺体搬出に資する死亡診断を適宜実施
  - エ 生存者の搬出を妨げる遺体の切断
- (6) 事故現場におけるトリアージの結果に従い、必要に応じて事故現場近辺の民間企業等の輸送力の支援を受けつつ、迅速に後方医療機関等に傷病者の搬送を行うものとする。
- (7) 大規模事故における傷病者の搬送に当たっては、事故現場の最寄りの特定医療機関へ集中することがないように、県が消防局・医療機関等と必要な調整を行い、適切な搬送先を確保し、決定するものとする。
- (8) 消防局及び県は後方医療機関との連絡を密にし、医療救護活動が円滑に行われるよう、事故の概況等の必要な情報を随時医療機関へ提供するものとする。

## 第2節 大規模道路災害応急対策

### 1 目的

この計画は、大規模な道路災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

### 2 想定される大規模道路災害

この計画で想定する大規模な道路災害は、以下に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

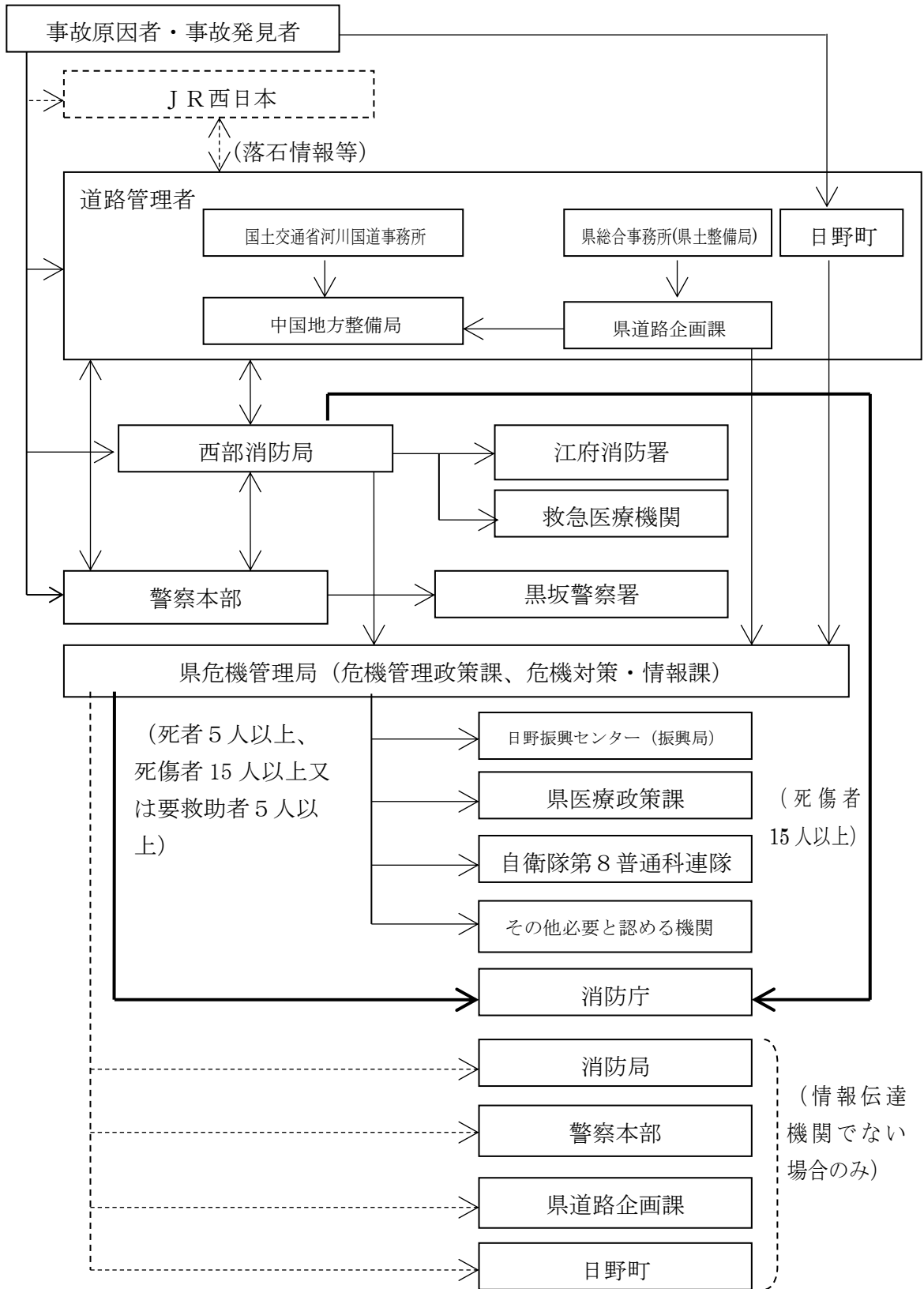
- (1) 道路構造物（トンネル、橋りょう等）の損壊等
- (2) 道路上での重大事故（交通事故等）
- (3) 車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

### 3 応急対策

#### (1) 被害情報の収集・連絡

町、消防局及び警察署及び道路管理者は、相互に連携して巡視等により被害情報等を収集し、収集した情報を順次県及び警察署等に連絡するものとする。

【情報伝達経路】



## (2) 落石に係る応急対策

ア 町、消防局、警察署及び道路管理者等は、住民等から道路上の落石情報を入手した場合は、道路管理者に対し速やかに連絡するものとする。

イ 道路管理者は、アの連絡を受けた場合又は道路上の落石の情報を入手した場合、アの連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。特に平行する鉄道がある場合は、鉄道事業者(J R 西日本)への情報伝達に留意するものとする。

ウ 道路管理者は、落石の情報を受け、道路上の落石の状況を確認し、通行の禁止、落石の除去等の必要な対策をとるものとする。

エ 道路管理者は、落石に係る対策をとった場合、当該対策の状況及び開通の見込み等の情報について、(1)の連絡経路により関係機関に連絡するものとする。

## (3) その他の応急対策

### ア 危険物の流出等への対応

(ア) 道路管理者は、危険物の流出等が認められた場合は、消防局及び警察署等の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動を行う。

(イ) また、必要に応じて付近住民等の避難誘導や立入禁止区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

### イ 道路通行規制の実施

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合、あるいは危険であると予想される場合は、道路通行規制等の必要な措置を講じるものとする。

### ウ 応急復旧

(ア) 道路管理者は、早急に被害状況等を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

(イ) また、必要に応じて迂回路等を設定し、一般道路利用者の通行や、災害応急対応に当たる車両の通行ルートを確保するものとする。

### エ 広報活動

道路管理者は、道路災害に係る被害状況、道路交通規制状況、復旧状況とその見通し等、道路災害に関する情報をインターネット等を通じ、速やかに住民へ提供するとともに、道路利用者等からの問い合わせに応じる体制を確保するものとする。(風水害対策編第3章第5節「災害広報計画」参照)

オ その他、各関係機関は、第2章第1節「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

## 第3節 大規模鉄道災害応急対策

### 1 目的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するとともに、大規模鉄道事故が発生した場合、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、迅速・的確な応急対策を実施することを目的とする。

### 2 想定される鉄道災害

この計画で想定する鉄道災害は、次に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

- (1) 鉄道車両の衝突、脱線、転覆等
- (2) 鉄道施設（トンネル、橋りょう等）の損壊等による列車への被害
- (3) 鉄道車両と自動車、歩行者との衝突等
- (4) 鉄道車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

### 3 応急対策

#### (1) 災害情報の連絡

鉄道災害が発生した場合の関係機関への通信連絡系統は、次のとおりとする。

#### (2) 落石に係る応急対策

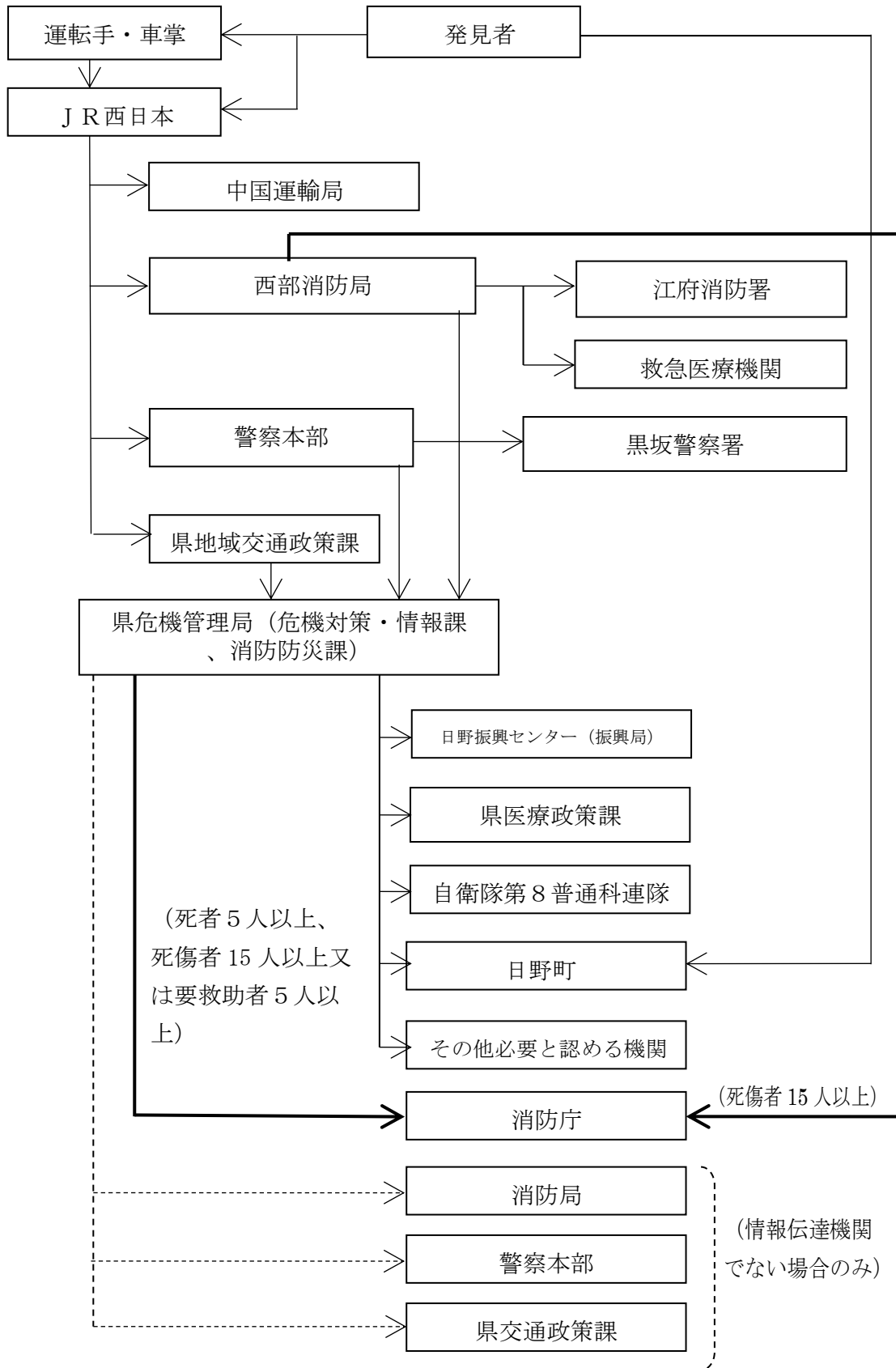
ア 町、消防局、警察署等は、住民等から鉄道上の落石情報を入手した場合は、鉄道事業者（JR西日本）に対し速やかに連絡するものとする。

イ 鉄道事業者（JR西日本）は、アの連絡を受けた場合又は線路上の落石の情報を入手した場合、連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。特に平行する道路がある場合は、道路管理者への情報伝達に留意するものとする。

ウ 鉄道事業者（JR西日本）は、落石の情報を受け、鉄道上の落石の状況を確認し、運行の停止、落石の除去等の必要な対策をとるものとする。



【情報伝達経路】



エ 鉄道事業者（ＪＲ西日本）は、落石に係る対策をとった場合、当該対策の状況及び開通の見込み等の情報について、アの連絡経路により関係機関に連絡するものとする。

(3) その他の応急対策

ア 関係列車の非常停止等

鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者（ＪＲ西日本）は速やかに関係列車の非常停止、乗客の避難等の必要な措置を講じるものとする。

イ 交通規制及び立入禁止区域の設定

(ア) 道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

(イ) 道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

ウ 広報活動

鉄道事業者（ＪＲ西日本）は、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みに係る情報を、速やかに町、県及び関係機関に対して提供するとともに、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

エ その他、各関係機関は、第２章第１節「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

## 第4節 危険物等災害応急対策

### 1 目的

この計画は、危険物等による災害が発生した場合において、応急的に実施する事故措置についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐとともに、事故の再発防止を図ることを目的とする。

### 2 想定される危険物等災害

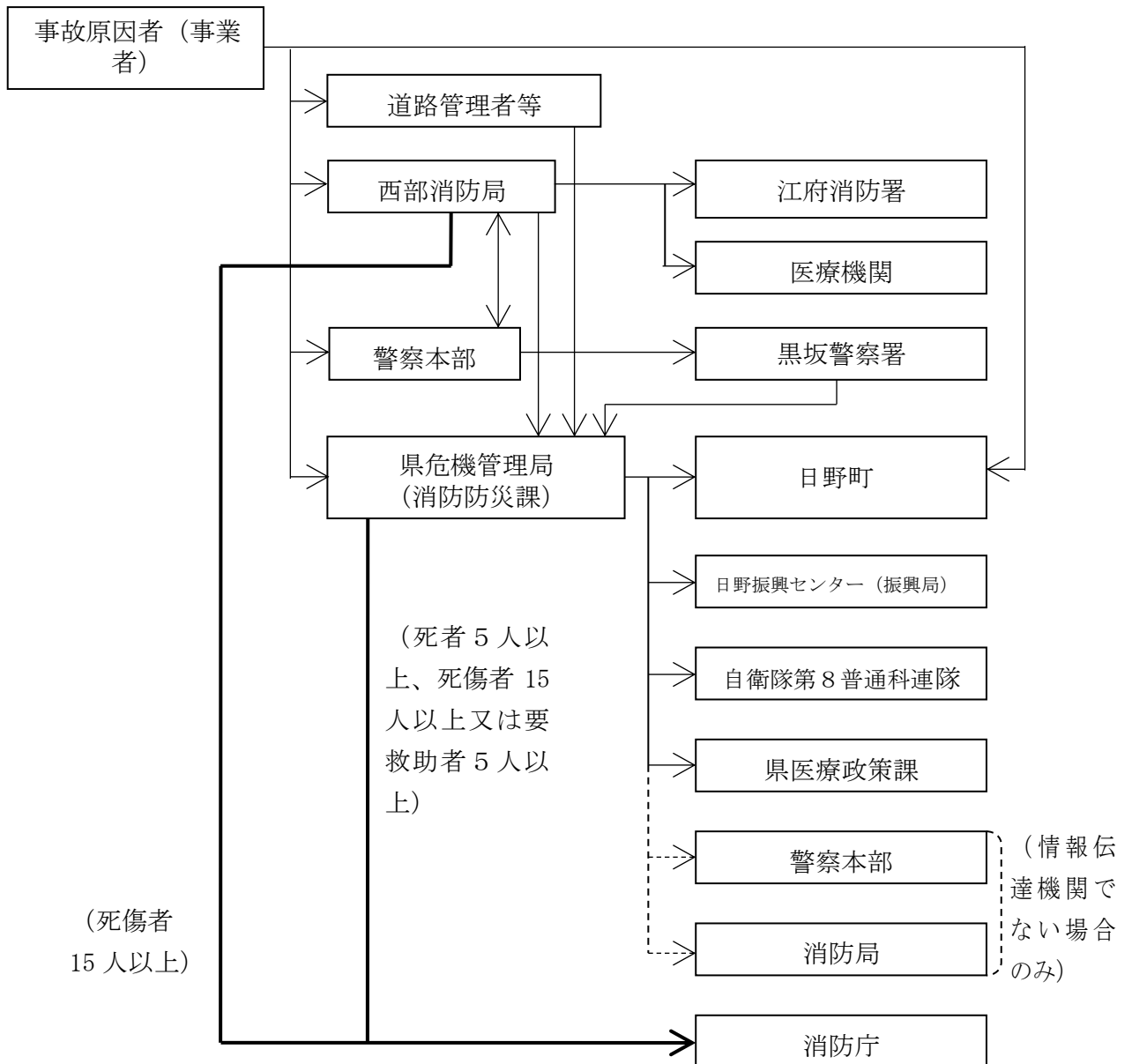
この計画で想定する危険物等災害は、以下のとおりとする。

- (1) 危険物（消防法第2条第1項）の漏えい・流出、火災及び爆発
- (2) 高圧ガス（高圧ガス保安法第2条）、液化石油ガス（液石法第2条）の漏えい・流出、火災及び爆発
- (3) 火薬類（火薬類取締法第2条第1項）の火災及び爆発
- (4) 毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第2条第1項、第2項）の漏えい、飛散、流出等

### 3 危険物事故災害応急対策

- (1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立  
ア 被害情報の系統は以下のとおり。

【情報伝達経路】



イ 施設の所有者及び管理者又は占有者は、危険物の流出その他の事故が発生したときは、速やかに、消防局、警察署、関係機関へ通報し、緊密な連携の確保に努める。

ウ 消防局は、災害発生について、火災・災害等即報要領に基づき、町及び県へ速やかに通報する。

エ 町、県、消防局、警察署、危険物取扱事業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

オ 河川に係るものにあつては、各河川水質汚濁防止協議会の連絡系統図を参照する。

カ 町、県、消防局、警察署及び危険物取扱事業者は、事故の規模に応じ、それ

ぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第2章第1節「大規模事故応急対策」参照）

## (2) 災害応急措置

### ア 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

発生した事故、災害に対し、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるものとする。

### イ 町の措置

県及び関係機関との連絡調整を行うとともに、消防局から応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

### ウ 消防局の措置

(ア) 事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

(イ) 危険物取扱事業者が応急の措置を講じない場合、当該事業者に対し緊急措置を講ずることを命ずるものとする。

(ウ) 前項の緊急措置の内容及び期間が十分でない場合において、行政代執行法の定めるところに従い、当該緊急措置を消防局又は第三者に当該措置をとらせるものとする。

(エ) 事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとし、その結果を消防庁危険物保安室へ報告するものとする。

### エ 警察の措置

(ア) 速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

(イ) 町、県、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

(ウ) 町長からの要求があった場合には、災害対策基本法第59条に基づき、災害を拡大させるおそれが認められる設備又は物件の占有者、所有者又は、管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件、保安その他必要な措置をとることを指示する。

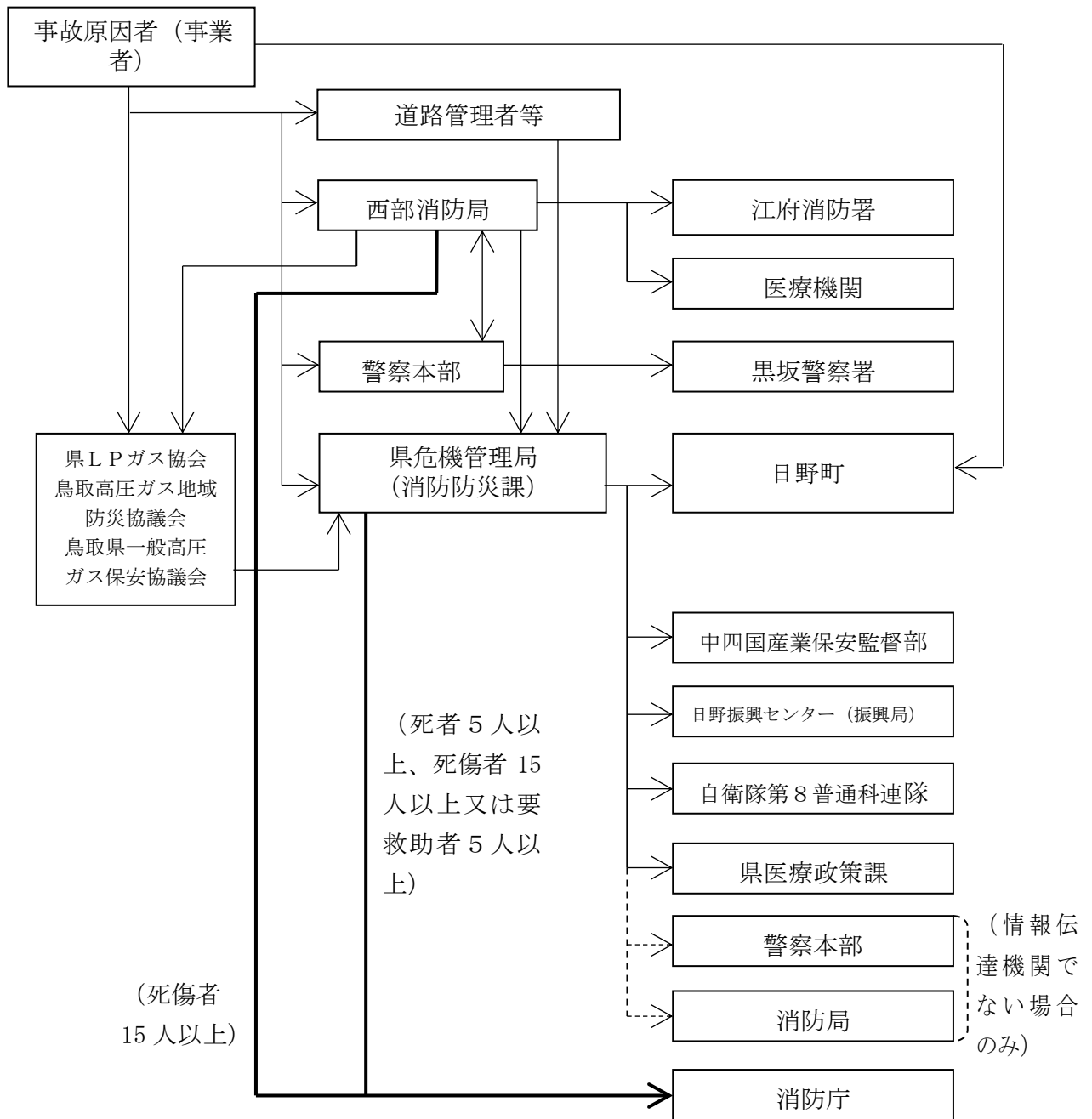
## 4 高圧ガス事故災害応急対策

### (1) 高圧ガスに係る応急対策

#### ア 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

(ア) 被害情報の系統は以下のとおり。

【情報伝達経路】



- (イ) 高压ガスに係る事故、災害を起こした者又は発見者は、すみやかに道路管理者等又は町、県、消防機関、警察に通報する。。
- (ウ) 町、県、消防局、警察署及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。
- (エ) 町、県、消防局、警察署及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。(第2章第1節「大規模事故応急対策」参照)

イ 災害応急措置

(ア) 事業者の措置

- a 製造、消費施設が危険な状態になったときは、製造又は消費作業を中止し、製造又は消費のための設備内にあるガスについて、危険因子の排除を行う。
- b 貯蔵施設、販売所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスについて、危険因子の排除を行う。

(イ) 町の措置

県及び関係機関との連絡調整を行うとともに、消防局から応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

(ウ) 県の措置

県は、次の場合で災害の発生の防止又は災害の防止上必要と認めるときは、高圧ガス保安法に基づく緊急措置を命ずるものとする。

- a 事故により、火災、ガスの大量漏えい等が継続中であって、さらに災害の拡大が予測されるとき
- b 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度同種事故の発生が予測されるとき
- c 事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき

(エ) 鳥取県エルピーガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会、鳥取県一般高圧ガス保安協議会の措置

- a 事業者より災害の通報を受けたときは、速やかに県、消防局、警察及び関係団体へ連絡し、緊密な連携に努めるものとする。
- b 関係機関、防災事業所と連携し、ガスの性状にあわせた応急措置に努めるものとする。

(オ) 消防局の措置

事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

(カ) 警察の措置

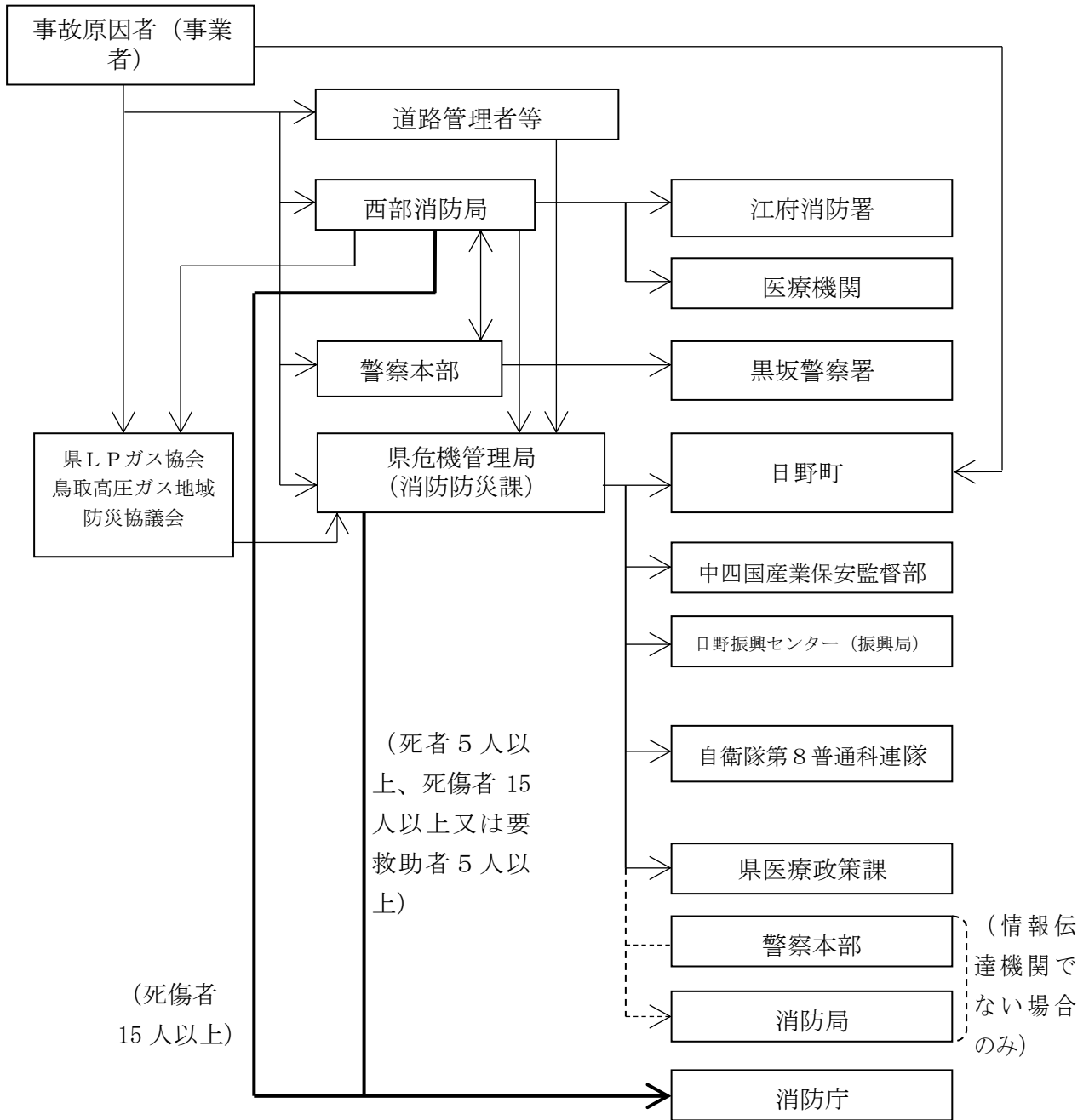
3 (2) エの措置に準ずる。

(2) 液化石油ガスに係る応急対策

ア 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

(ア) 被害情報の系統は以下のとおり。

【情報伝達経路】



- (イ) 保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲内において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を県又は警察官に届け出なければならない。
- (ウ) 町、県、消防局、警察署、液化石油ガス取扱事業者及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。



(エ) なお、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（本章において、以下「液化石油ガス法」という）に関する事故か不明な場合についても、液化石油ガス法に関するものでないと確認されるまでは、液化石油ガス法に関する事故として対応するものとする。

(オ) 町、県、消防局、警察署及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第2章第1節「大規模事故応急対策」参照）

#### イ 災害応急措置

##### (ア) ガス消費者の措置

- a ガス漏れ事故等を覚知したときは、ガスの消費を中止するなどし、ガス販売事業者、保安機関又は消防機関に通報する。
- b ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス販売事業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

##### (イ) ガス販売事業者の措置

- a ガス消費者等から通報を受けたとき、又は自ら発見したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。
- b ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

##### (ウ) 保安機関の措置

ガス漏れ事故等を覚知したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

##### (エ) 鳥取県エルピーガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会の措置

- a ガス漏れ事故等を覚知したときは、関係団体と緊密な連携に努めるものとする。
- b 必要に応じ、応急措置を講ずべき傘下会員、防災事業所へ連絡し、応急対応を要請するものとする。
- c 必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

##### (オ) 町の措置

県及び関係機関との連絡調整を行うとともに、消防局から応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

##### (カ) 県の措置

- a 必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。
- b 県は、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するための対策を検討し、実施するものとする。

c 県は、法令違反の有無及び自己の責任の所在を調査するものとする。

(キ) 消防局の措置

a ガス漏れ事故等が発生したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

b 状況に応じ、関係機関と連絡をとりながら、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気制限等を講じ被害の拡大防止に努めるものとする。

c 共同住宅における事故の場合には、同じ住宅の入居者に対し注意喚起等の必要な指導を行うものとする。

(ク) 警察の措置

a 速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害の拡大の防止等の措置を講ずる。

b 町、県、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

## 5 その他住民等の安全の確保に係る応急対策

### (1) 避難誘導等

周辺地域へ被害が拡大するおそれがある場合は、地域住民に対する避難誘導や立入禁止区域の設定等を的確に行うものとする。（第2章第1節「大規模事故応急対策」参照）

### (2) 交通規制及び立入禁止区域の設定

ア 道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

イ 道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

### (3) 消火活動

消火に当たっては保管物質の特質に留意しつつ、消防機関は、速やかに消火活動を実施するものとする。（第2章第1節「大規模事故応急対策」参照）

### (4) 救出救助活動

警察署は、事故発生地を管轄する警察署員、状況により広域緊急援助隊等を直ちに出勤させ、救出救助活動を迅速に行うものとする。（第2章第1節「大規模事故応急対策」参照）

### (5) 医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。（第2章第1節「大規模事故応急対策」参照）

### (6) 広報活動

ア 関係機関の広報活動

町、県、消防局、警察署及び防災関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

イ 広報項目

- (ア) 町、県、消防局、警察署及び防災関係機関の措置状況
- (イ) 保管物質の種類・周辺への危険性
- (ウ) 応急対策の実施状況（出動人員、作業工程及び日程等）
- (エ) 環境影響等に関する調査した実施結果
- (オ) その他必要と認められる事項

(7) 調査検討

町は県と連携して、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するため、事故当事者及び関係業界に対する対策を検討し、確立するものとする。

## 第5節 大規模火災応急対策

大規模な火災が発生したときの対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火災に特有のものについて定める。

### 1 消火活動

#### (1) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

#### (2) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

#### (3) 応援要請等

ア 速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、風水害対策編第3章第10節「広域応援・受入計画」により他の消防機関に対する応援要請等を行う。

イ 住民、事業所・企業及び自主防災組織等は、火災が発生したときは、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

### 2 救助・救急活動

(1) 大規模な火災発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

(2) 住民、事業所・企業及び自主防災組織等は、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

### 3 避難誘導活動

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

(1) 役場庁舎、社会福祉施設、病院、町営住宅、学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

- (2) その他の建築物の管理者等は、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

## 第6節 林野火災応急対策

### 1 消火活動

消防局は、林野火災の消火活動に当たっては次の事項を検討し、現地の状況及びその変化に応じた措置をとる。

- (1) 部隊等の出動区域、順路等
- (2) 携行する消防資機材
- (3) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (4) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (5) 応急防火線の設定
- (6) 消防資機材の確保と補給方法
- (7) 消防車両、ヘリコプター及び活動資機材等の燃料補給体制の確保

### 2 応援要請・空中消火活動要請

林野火災が発生し、又は拡大に伴い、自らの消防力のみでは対処できないときは、県内の他の消防機関、相互応援協定市町村、県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、広域航空消防応援又は自衛隊の災害派遣を要請する。

### 3 二次災害の防止

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。

## 第7節 放射性物質及び原子力災害応急対策

原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、原子力災害による被害を軽減するため、町及び県等が実施する緊急時における原子力災害応急・復旧対策について定める。

### 1 活動体制

原子力発電所における事故を覚知した場合、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合、または知事が必要と認めた場合は、県災害対策本部が設置されることになっている。

町は、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて町災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

### 2 特定事象等発生情報等の連絡

島根原子力発電所に関し、特定事象の基準に達しない異常情報、特定事象発生情報、県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡、原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報・被害情報等の連絡は、県が特に必要と認めた場合に、本町に連絡が入ることになっている。

### 3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うこととなっている。

本町（役場庁舎）から島根原子力発電所までの距離は約52kmとなっており、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設から概ね30km圏）には含まれていないが、国から鳥取県ならびに本町に対して原災法第15条の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して必要な指示を行う。

#### (1) 住民への注意喚起

町は県と協力して、原子力災害の鳥取県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

##### ア 住宅などの屋内に入る

屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入る。

##### イ 原則として外出は控える。

無用な被ばくを避けるため、県や町からの指示があるまでは外出は控える。

##### ウ ドアや窓を閉めエアコン等を止める

放射性物質の進入を防ぐため、ドアや窓を全部閉め、エアコン、換気扇を止める。

エ 窓などへ目張りをすると効果がある

窓などの隙間から放射性物質が屋内に入り込むことを防ぐ効果がある。

オ 屋内では窓から離れる

屋外からの放射線による外部被ばくを低減するため、できるだけ窓から離れる。

カ 着替え、手洗い、うがい等を行う

屋外から帰った場合、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区分し、水と石けんで手、顔、体をよく洗い流す。

キ 食品にはラップやフタをする

放射性物質による汚染を防ぐため、食品にはラップやフタをし、また、飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ密閉しておく。

ク 正確な情報を確認する

テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等による情報に注意する。

## (2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア 原子力緊急事態宣言が発出された場合、県は内閣総理大臣の指示に従い、関係市町村に対し、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行うこととなっている。屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

(ア) 報道機関に対する緊急放送等の要請

(イ) 町防災行政無線による広報

(ウ) 広報車などによる広報

(エ) 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示

(オ) バス事業者の車内放送等による乗客へ周知

イ 町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、住民を屋内退避又は避難させる。屋内退避指示の段階においては鳥取県広域住民避難計画に従い、交通渋滞等の混乱の発生を防止するために避難指示に従った避難の遵守を住民に求める。

ウ 町及び県は、避難誘導が的確かつ迅速に実施されるよう、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等の実施方法等を、関係市町村と連携して策定する広域避難計画において定めておくものとする。

エ 現在、30km 圏外の自治体の避難については国の指針においては言及がなく、避難する時期や方法を市町村が判断することは困難である。また市町村ごとに避難の時期を判断すると渋滞などによる避難の停滞が生じ、被ばくの危険性が増加する可能性がある。以上のような観点から広域避難計画については 30km 圏外の自治体に対する国の考え方が示された後に関係する自治体と協議のうえ



定めるものとする。

### (3) 広域避難

#### ア 町域を超える避難

町の対応能力を超えた原子力災害が発生した場合は、広域避難を行う。まず町内の避難を検討するが、その能力を超える場合は、災害対策基本法に基づき町外への避難を検討する。なお、協定を締結している自治体への避難が困難な場合は、県（知事）の調整結果に基づく避難先への避難を行う。

#### イ 広域避難に当たっての留意事項

この場合、避難のための輸送手段の確保、避難住民に対する行き先の連絡、避難先での安否確認、行政サービスの提供等を実施する。この際、住民の避難に先行し、避難先自治体で避難者を円滑に受入れるための先遣隊を派遣する。先遣隊は、避難先自治体と連携して避難住民の受入れ準備を行う。

### (4) 在宅避難

在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた住民等への見守り体制の充実、支援物資等の提供を行う。

### (5) 屋内退避

町長は、原子力災害時においては、プルームによる被ばくの影響を避けるため、県等の指示或いは独自の判断により屋内退避を指示する。この場合、住民への必要な情報の提供及び医薬品等の支援物資の提供等に留意する。

## 4 P A Z 圏内避難者・U P Z 圏内避難者の受入れ

### (1) 県広域住民避難計画による避難の形態

鳥取県広域住民避難計画では、P A Z（原子力施設から概ね半径 5 km 圏）避難に続いて、あるいは P A Z 避難と同時に、国の U P Z（原子力施設から概ね 30 km 圏）避難指示が出された場合、U P Z 避難を開始することになっている。

県広域住民避難計画による避難の形態は以下の通りとなっている。本町をはじめ日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日南町の避難受入数は、島根県（緊急受入れ）〔島根県の U P Z 圏内の住民が対象〕の住民の避難者約 1.0 万人となっている。

避難元	鳥取県内避難先	避難受入数
境港市	鳥取市、岩美町、八頭町	約 3.6 万人
米子市の一部	鳥取市、倉吉市、東伯郡	約 3.7 万人
島根県（緊急受入れ） 〔島根県の U P Z 圏内の 住民が対象〕	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、 江府町、日野町、日南町	約 1.0 万人
	若桜町、智頭町	約 0.5 万人

資料：鳥取県広域住民避難計画

## (2) 避難実施の考え方

県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護対策として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難）を実施する。避難は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難の停滞が発生することによる住民の被ばくの危険性を防止する。

本町における避難者の受入れについては、島根原子力発電所からUPZ圏内の島根県の一部住民の避難を、国原子力災害対策本部の決定による避難指示ならびに鳥取県からの要請により、町内のより以遠の地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行うものとする。

## (3) 避難誘導

乳幼児など18歳未満の者及び妊婦とその家族は、優先的に避難する。また、要配慮者については、一般住民との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。避難誘導の詳細については、関係市町村と調整の上、別途定める広域避難計画によるものとする。

## (4) 町及び県の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、避難に関する役割は以下の通り。

機関名	事務又は業務
鳥取県	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 県内における原子力災害に関する総合調整</li><li>2. 避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等）</li><li>3. 一時集結所から避難所までの住民の輸送</li><li>4. 広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整）</li><li>5. 一時集結所から避難所までのルート決定</li><li>6. 広域避難所運営の統轄</li><li>7. 広域避難所（県営）の指定</li><li>8. 広域避難所（県営）の開設、運営</li><li>9. 住民の避難（広域輸送）</li><li>10. 市町村営避難所に対する救援の支援</li><li>11. 避難所への食糧及び生活関連物資の供給</li><li>12. 緊急時モニタリング（放射線の監視測定）</li><li>13. 安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備</li><li>14. 避難住民のスクリーニング、除染及び被ばく医療</li><li>15. 広報、情報伝達</li><li>16. その他必要な措置</li></ol>
米子市及び境港市以外の市町村（避難住民受入市町村）	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 米子市、境港市への支援</li><li>2. 広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営</li><li>3. 境港市役所の移転への支援</li><li>4. 避難手段（市町村バス等）の提供協力</li></ol>

機関名	事務又は業務
	5. 避難誘導等に対する職員の動員 6. 緊急時モニタリングの支援 7. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 8. 避難住民のスクリーニング、除染の支援 9. 避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供

## 5 緊急医療活動の実施

町は、必要に応じて、県が行う避難者の健康相談、身体汚染検査及び除染等に協力する。

## 6 住民への情報伝達等

### (1) 住民に対する広報及び指示伝達

町は、住民に対して、町防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

- ア 事故の概要
- イ 災害の現況
- ウ 町、県及び防災関係機関の対策状況
- エ 住民のとるべき措置及び注意事項
- オ その他必要と認める事項

### (2) 住民相談の実施

県は、総合的な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努め、町はこれに協力する。

## 7 風評被害の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、町内産農林水産物や町内事業所が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

## 8 災害復旧対策

住民の生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

### (1) モニタリング情報の周知等

#### ア モニタリング情報の周知

町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し町防災行政無

線、ホームページ、広報紙等により公表・周知を図る。

イ 放射性物質による汚染の除去等

町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関が実施する放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業に協力する。

(2) 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

ア 風評被害等の影響の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

イ 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

町及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。

## 第 8 節 損害補償

風水害対策編第 3 章第 43 節「損害補償」を準用する。

## 第 9 節 激甚災害の適用

風水害対策編第 3 章第 44 節「激甚災害の適用」を準用する。

## 第 10 節 動物の管理

風水害対策編第 3 章第 45 節「動物の管理」を準用する。

## 第 11 節 危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画

風水害対策編第 3 章第 47 節「危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画」を準用する。

## 第 12 節 日野町議会災害対応計画

風水害対策編第 3 章第 48 節「日野町議会災害対応計画」を準用する。